



6. 計画推進の方策



6. 計画推進の方策

計画を推進するためには、区民・事業者・行政が本計画の理念と目指すべき将来像・目標・施策を共有し、みどりの推進に努める事が重要です。そのために、それぞれの役割を理解し協働していくことが重要です。

そこで、以下のとおり区民・事業者・区がそれぞれの役割を担うこととします。

6-1 区民・事業者・区の役割

1. 区民の役割

豊島区のみどりの約8割が住宅系の用途地域にあります。このため、日常生活の中でふれあえる、身近なみどりを保全し広げていくためには、区民が主体となり取り組むことが必要です。

区民は、自宅の庭木や生垣などのみどりの良好な維持管理に努めるとともに、みどりの増進に努めます。また、本計画に掲げた区民が係わるべき施策について積極的に参加します。

2. 事業者の役割

本計画を推進するためには事業地内のみどりの保全と拡大が必要です。このため、事業者も区民の一員として、事業地内のみどりの良好な管理に努めるとともに、建築行為を行う場合には、みどりの条例に基づき、地上部・接道部・建物上の緑化に積極的に取り組みます。また、設置したみどりや公開空地の良好な管理を行います。

3. 区の役割

(1) 推進体制確立と進捗管理

本計画の施策は、まちづくりから環境行政や教育行政まで多方面の分野にわたっており、計画を実現していくためには、行政内の関係する部署との連携と調整が欠かせません。

このため、行政内に関係部署からなる横断的な調整機関を設けて施策を推進していきます。

施策の進捗管理については、年度ごとに調整機関による、達成状況についての検証と評価を行い、必要な改善を図っていきます。

(2) 連携・協働体制をつくるための調整

みどりのまちづくりには、区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を明確に持ち、連携しながら協働する体制が必要です。区は、それぞれの役割をコーディネートし、豊島区内のみどりの街づくりに連携・協働体制を築いていきます。

(3) 国・東京都・周辺区との連携

風とみどりの軸を形成するためには、区が管理する道路以外に、国道や都道及び周辺区の道路管理者との協議が必要となります。また、民間施設の緑化指導内容の見直し等については東京都との協議も必要です。このため、区は施策の推進に向け、国や東京都・周辺区など関係機関との連携を強化し事業の推進にあたります。

(4) 緑化推進の財源確保

区は施策の推進に必要な財源の確保に努めます。また、みどりの基金を広く宣伝していく中で区民や事業者からの寄付を推進します。

6-2 施策推進のスケジュール

施策の推進スケジュールを以下に示します。

施 策		実施中	実施 予定
1. みどりのネットワークをつくる			
風とみどりの道の形成	①池袋副都心軸のみどりのネットワーク化の推進	○	
	②都市計画道路整備によるみどりの軸の形成	○	
	③既存道路の再整備等による快適な歩行者空間の創出	○	
	④神田川側道の桜並木の保全・活用	○	
	⑤谷端川の緑地の維持管理	○	
	⑥都立霊園のみどりの保全・活用	○	
学校等を中心としたみどりのネットワーク形成	①学校の森の育成	○	
	②学校の校庭芝生化	○	
	③学校の屋上緑化・壁面緑化の推進	○	
	④学校の緑縁空間づくり	○	
エコロジカルネットワーク形成	①みどりと水の保全・創出とつながりの確保	○	
	②生態系に配慮した公園づくり	○	
	③学校教育でのビオトープづくり	○	
2. 日常生活でふれあえるみどりを広げる			
公共施設の緑化	①公共施設緑化の推進	○	
	②公共施設の緑地管理	・計画的な管理	○
		・区民参加による緑地管理	○
民有地の緑化	③「学校の森」・「いのちの森」の維持管理	○	
	①指導・協議による緑化	○	
	②壁面緑化による指導内容の充実		○
	③接道緑化助成	○	
	④屋上緑化・壁面緑化の啓発と助成	○	
	⑤保護樹木・樹林・生垣の指定	○	
	⑥みどりの協定の推進	○	
	⑦大規模民間施設の建築物の緑化推進		○
	⑧緑化推進制度の活用		○
	⑨緑化重点地区の活用		○
⑩公開空地等の緑化の質の向上	○		
あらゆる都市空間の緑化推進	①立体的な緑化の推進	○	
	②街なか緑化の推進	・界わい緑化推進プログラム	○
		・商店街を中心とした緑化推進	
	③小広場の緑化	○	
	④都電敷の緑化	○	
⑤雨水の地下浸透の促進	○		
都市の防災性を向上するための緑化推進	①防災性向上に配慮した緑化の推進	○	
	②生垣化の促進	○	

施 策		実施中	実施 予定
3. みどりをみんなでつくり・育て・考える			
区民参加によるみどりのまちづくり	①区民参加によるみどりの空間づくり	○	
	②区民参加によるみどりの空間の管理	○	
	③「としま生きものさがし」の実施	○	
みどりの啓発事業の推進	①緑のカーテンづくりの推進	○	
	②緑化講習会の開催	○	
	③生物多様性に関する観察会の実施	○	
	④落ち葉等のリサイクルの促進	○	
	⑤人々のネットワークの充実	○	
	⑥緑化情報の発信	○	
	⑦みどりの名所を巡るルートづくり	○	
	⑧みどりの基金の充実	○	
	⑨交流都市と連携したみどりの拡大		○
	⑩染井よしの発祥地としてのPR	○	
区民や事業者の主体的な緑化活動支援	①みどりのボランティアや活動団体への支援の促進	○	
	②民間基金と連携した緑化の推進		○
4. 拠点となるみどりを増やす			
拠点となる公園の配置	①計画的な配置	○	
	②今後整備する公園等の検討	○	
	③立体都市公園の検討	○	
防災機能を有する公園の整備促進	①造幣局東京支局移転後の跡地活用の検討	○	
	②高田小学校の跡地活用の検討	○	
大規模公共施設の緑化		○	
民有地緑地の保護・保全・活用		○	
5. 地域の人々に愛され、親しまれる公園を育てる			
公園の維持管理		○	
公園の利用管理		○	
公園の再整備		○	
公園の活用・運営		○	



資料編



1 施策の進捗状況（平成 23 年度から平成 27 年度末まで）

旧計画における5つの基本方針に基づく15施策のうち、主な施策の5年間の実績と課題は次のとおりです。

基本方針 1：みどりのネットワークをつくる

旧計画では道路や河川沿いの線的なみどりや大学や霊園・新庁舎などの拠点となるみどりに加えて身近な地域のみどりを繋げることで、ネットワークを形成していくことを目指しました。

実 績

1. 風とみどりの道の形成

① 池袋副都心整備ガイドプラン（※）による環境対策の優先

- 新庁舎建築にあたっては、池袋駅と新庁舎をつなぐグリーン大通りの多様な並木と呼応する外観デザインとすることで都市と連続する景観をつくりました。また、「環境対策を先導する環境庁舎」として、区民に親しまれる緑豊かな環境を創りつつ、太陽光発電、自然採光、エコ照明、雨水利用による水循環システム、地域冷暖房システムの導入など、環境技術を積極的に取り入れ、新庁舎の緑被率は26.4%（緑被地 2,422 m²）となり、緑被地のうちの4割以上が屋上緑化となっています。

従来の建物に比べ、庁舎部分でCO₂排出量を30%以上抑えることができると想定しています。

（※池袋副都心整備ガイドプランは、豊島区都市づくりビジョンの第5章、第6章に継承、発展）

② 都市計画道路整備によるみどり軸の形成

- 補助 173 号線：歩道整備時に植栽します（平成 29 年度予定）。
（整備延長 505m）

③ 既存道路の再整備等による快適な歩行者空間の創出

- 駒込緑陰、すがも桜並木通り：歩道拡幅、カラー舗装、植栽地盤改良などを実施しました。

※ 南北区道、寺町周辺区道についても、コミュニティ道路の整備や歩道拡幅、植栽の刷新などを実施予定です。

- ④ 神田川側道の桜並木
 - 神田川側道の桜並木の枯れ枝を除去するなど、良好な生育のため手入れをしました。
 - 桜並木（巣鴨緑陰等）のサクラの健康状態を調査しました。
- ⑤ 谷端川の緑化推進
 - みどりの協定を活用し、適正な維持管理をしています。
- ⑥ 都立霊園のみどりの保全・活用
 - 染井霊園：平成24年5月に東京都公園審議会により「染井霊園再生のあり方について」の答申が出されており、再生方針を明らかにしています。

2. 学校等を中心としたみどりのネットワーク形成

平成27年度緑被現況調査では、学校等における緑被地は20.7ha、緑被率は23.8%となりました。学校等における屋上緑化は、46箇所、5,290㎡となり、平成21年度より22箇所、2,735㎡増加しました。

学校の森については、植栽はすべての区立小中学校で終了しており、管理は基本的に学校で行っています。

目白小学校や西池袋中学校（旧道和中学校）の新築の際に、屋上緑化・壁面緑化を行い、みどりのネットワークを広げています。

また、接道部にオープンスペースを設け、既存樹木を保存したり、緑地を設置するなど街とつながる緑縁空間の創出に努めました。

表8 学校芝生化・維持管理の実績

区分	芝生化完了年度	学校名	管理形態	その他
小学校	平成12年度	高松小学校	学校 (用務業務)	
	平成21年度	清和小学校	維持管理委託 (年間契約)	地域のボランティア 芝刈実施
	平成22年度	南池袋小学校	維持管理委託 (年間契約)	地域のボランティア 芝刈実施
	平成22年度	長崎小学校	維持管理委託 (年間契約)	地域のボランティア 芝刈実施
中学校	平成21年度	巣鴨北中学校	維持管理委託 (年間契約)	地域のボランティア 芝刈実施

3. ビオトープネットワークの形成

目白小学校では、改築にあたりビオトープの内容を児童に検討してもらい、それを設計に反映させ整備しました。

また、新庁舎建設にあたっては、屋上庭園「豊島の森」を整備し、ビオトープや小川、水槽を整備し、かつての豊島区の自然を再現しました。

課 題

1. 道路整備をはじめ個々の事業は進んでいますが、区が管理する道路は幅員が狭く、街路樹の整備にあたっては住民から反対の声が挙がることもあります。また、植樹帯の整備は、煙草のポイ捨てなどのゴミの投棄のため、近隣住民の苦情が多く新たな整備が困難な状況です。そのため、区民との話し合いの機会を持ったり、清掃ボランティアなどの育成を図るなどし、街路樹のみどりを守り増やしていくことの意識を醸成していく必要があります。
2. 街路樹の植栽や管理にあたっては、今後、植栽パターンや維持管理を含めた「道路緑化ガイドライン」の策定により適切な植栽、生育環境の確保、維持管理を行い、快適な歩行空間の創出や景観づくりを進める必要があります。
3. 谷端川の緑化については、既に緑化済みであり新たに緑化できるスペースがないため、今後区民参加等による適切な維持管理を進めていく必要があります。
4. 平成 21 年度から学校の校庭全面芝生化が行われており、その維持管理について学校関係者や地域住民を中心とした維持管理グループ（芝ふれんず清和）が組織され区民参加が図られてきましたが、平成 22 年度に南池袋小学校と長崎小学校で全面芝生化工事以降の整備は行われていません。校庭を芝生化する場合、全面芝生化にしてしまうと養生期間中に校庭の使用が制限されるため、今後は全面芝生化ではなく部分芝生化の整備を検討します。
5. ビオトープの整備は少しずつ進んでいますが、今後も学校をはじめとする公共施設内での整備、ビオトープの核となる雑司ヶ谷霊園や染井霊園での貴重な緑地の保全を推進し、ビオトープネットワークを形成する必要があります。また、既設のビオトープの実態調査も行っていく必要があります。
6. みどりのネットワーク形成にあたっては、みどりを単につなげるだけでなく、人が散策等を楽しむためのネットワーク、ビオトープネットワーク、夏場の緑陰形成のネットワーク、風の道などさまざまな目的を明確にしたネットワーク形成を行うことでまちを楽しく住みやすくすることが重要です。

基本方針 2 : 日常生活でふれあえるみどりを広げる

旧計画では、みどりの拠点づくりを連動しながら、日常生活の中でふれあえる身近なみどりづくりを広げていくため、きめ細かな施策を展開することを目指しました。

実 績

1. 公共施設の緑化

① 公共施設緑化の推進

区内の公共施設 179 箇所の緑被面積は 21.9ha あり、緑被率は 27.7%となりました。

最も代表的な公共施設である新庁舎建設にあたっては、地上部緑化のほか、豊島区の自然を再現した屋上緑化(豊島の森)や 8 階、6 階、4 階に整備された「グリーンテラス」、外壁を緑化パネルで覆うエコヴェールなどにより、まとまりのあるみどりを創出(クールスポット化)し、緑豊かなうるおい溢れる庁舎となりました。

② 公共施設の緑地管理

「学校の森」「いのちの森」については、植栽後 4~6 年を経て生育状況が落ち着いてきたため、年 1 回の状況調査と、その結果に基づく個別対応を行っています。

2. 民有地の緑化

① 指導・協議による緑化

区では、平成 15 年度より、「東京における自然の保護と回復に関する条例」と「豊島区みどりの条例」を一元化し「豊島区みどりの条例」に基づく指導を実施しています。一元化した際には建物上の緑化基準も設け、平成 21 年から壁面緑化の基準も設けました。

緑化指導による緑地面積は、平成 15 年度~26 年度までで、地上部で約 52.4ha (緑被地面積の約 31%)、建物上についても 2.6ha が整備されており着実に緑化面積は増加しています。人工構造物が 85%の地表を覆っている豊島区では確実な緑地確保として一層の指導の充実が求められます。

- 地上部の緑化面積は 524,280 m²になりました。
- 屋上部の緑化面積は 23,833 m²が整備されました。
- 接道部緑化は 22,992mのみどりを確保することができました。

また、平成 27 年度の緑被現況調査では、集合住宅の緑被率が 10.2%となっており、平成 21 年度に比べ 2.0 ポイント増加しています。

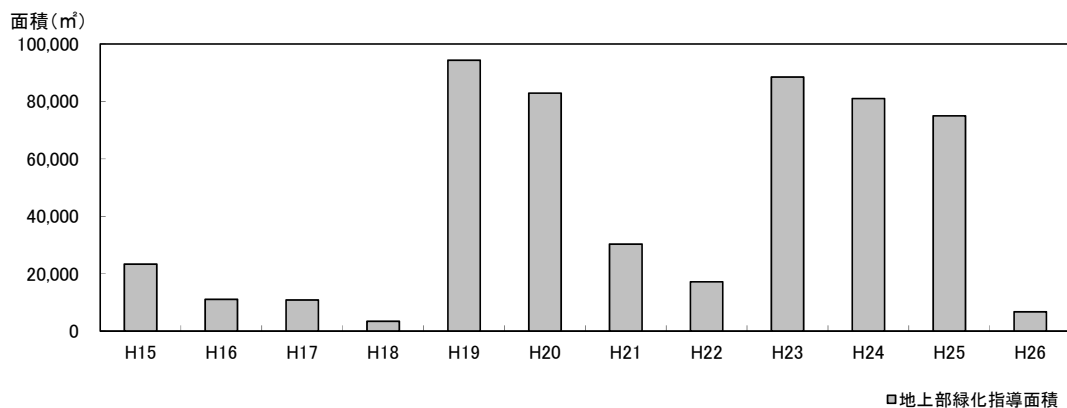


図 35 緑化指導による緑化面積の推移

② 接道緑化助成

接道緑化の助成制度により緑化の支援を行い、150mのみどりを確保しました。

表 9 接道緑化の助成件数

項目\年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
助成件数	7	4	3	1	4
助成延長 (メートル)	82	20	21	3	26

※界わい緑化は含まない

③ 屋上緑化・壁面緑化の啓発と助成

- ツル植物を平成23年度～27年度で合計3,934本配布しました。
- 屋上等緑化助成
屋上等緑化の助成制度による緑化の支援を行い、594 m²のみどりを確保しました。

表 10 ツル植物の配布数

項目\年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ツル植物の苗の 配布	859株	789株	523株	836株	927株

表 11 屋上緑化の助成件数

項目/年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
助成件数	9	6	8	1	2
助成面積 (平方メートル)	329	103	129	11	22

④ 保護樹木・保護樹林の指定

大きな樹木など貴重なみどりを保護するために、一定の基準の樹木・樹林・生垣を保護樹木等として所有者の同意を得て指定、維持管理費の一部を助成しています。

表 12 保護樹木・保護樹林・保護生垣の指定状況

項目\年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
保護樹木(本)	403	354	351	352	359
保護樹林(平方メートル)	46662	58394	59434	59549	59549
保護生垣(メートル)	894	894	869	946	948

⑤ 公開空地等の緑化の質の向上

目白駅前複合施設等に、染井吉野研究会で育成した苗木 4 本を提供しました。

3. あらゆる都市空間の緑化推進

① 立体的な緑化の推進

新しく建設された庁舎では、外周部の樹木の植栽の他に、屋上庭園「豊島の森」と「グリーンテラス」を階段で結んだ「エコミューゼ」、建物全体を緑化パネルや太陽光発電パネルで包む「エコヴェール」などによりグリーン大通りから雑司ヶ谷霊園へ至るみどりのネットワークを形成し、立体的な緑化を実現しました。

② 界わい緑化の推進

同じ通りに面する 3 軒以上のお宅や事業所の道路沿いの緑化を助成しています。小さな緑地もつながることで、みどりのまちをつくります。平成 24 年度に 12 箇所、25 年度に 8 箇所、平成 26 年度に 1 箇所を実施しました。

表 13 界わい緑化実績

年度	24年度	25年度	26年度
件数	12	8	1
実施箇所	大塚駅南町	大塚駅南町、目白五丁目	目白五丁目

③ 都電敷の緑化

大塚駅～向原駅間の都電沿線では地元の方により見事なバラ花壇が整備され、平成 27 年 5 月現在で 500 品種、710 株のバラが植えられています。また、春と秋にバラ祭りを開催し、フォトコンテストやバラの苗の植え替え講習会などが実施されています。

課 題

1. 現在、みどりの条例により建物の延べ床面積が 600 m²以上の建築行為で緑化計画書の提出を義務つけていますが、一般住宅ではなかなか適用されにくいことから、民有地の緑化をより促進するために提出要件を拡張することも検討する必要があります。
2. 緑化指導については、商業地域での地上部緑化と接道部緑化については、店先利用などのため地上部での設置が難しい場合が多く、屋上への振替などもあり、日常ふれあえる緑とはなっていません。また、接道緑化基準を満たせないケースも見られます。繁華街を抱える豊島区の特性を生かした新たな緑化基準の検討も求められます。ただし、壁面緑化を地上部緑化として認めると、樹木を植栽した緑地が減少するケースがあるので、地上部緑地の補強・補完として壁面緑化を指導するような仕組みが必要です。
3. 屋上など建物上緑化に関する講習会など充実させていく必要があります。助成申請は環境問題への関心の高まりもあり例年一定の申請がありますが導入初期に比べ年々申請件数は減少しており、一層の制度活用推進のための広報活動が求められます。
4. 保護樹木・保護樹林については、今後ますます市街地の高密化が進み、相続に伴う土地の売買などにより、保護樹木・保護樹林等は、減少が予想されています。そこで、現所有者や新たな所有者に対して、この制度の趣旨の十分な理解・協力を求めながら、歴史的に受け継がれている大切な樹木の保護に努めていく必要があります。また、保護樹木に対する近隣住民の理解と協力が得られるような支援の検討が必要です。
5. 「公園等みどりの協定実施要綱」により「公園等みどりの協定」を結んだ花壇管理などの緑化活動に対して支援をしていますが、平成 22 年度の 41 団体から増えていません。また、「みどりの条例」による「みどりの協定」は、一定規模の民有地についての緑化協定を支援する事業ですが、現在は実績がありません。自主的な緑化活動を支援するための要件や規模についての見直しが必要です。
6. 新庁舎で立体的に整備されたみどりにおいて、世界に誇れる環境庁舎であり続けるために、今後の適切な維持管理や一般区民を対象にした「豊島の森」観察講座など庁舎のみどりを活用した企画のより一層の充実を図る必要があります。
7. 池袋西口駅前広場のモザイカルチャーについては、今後区民主体で維持管理を継続していきます。新しい緑化手法として、情報発信の必要があります。
8. 現在実施している界わい緑化推進プログラムでは、近隣 3 軒以上での緑化に対し助成を行っていますが、費用対効果の点や植栽後の維持管理に課題があり、今後支援の手法や区の関わり方について見直す必要があります。
9. 居住環境総合整備事業に伴い整備した小広場については、施設設置後 20～30 年が経過し老朽化した施設の維持管理についての検討が必要です。また、事業の完了に伴い今後施設の位置づけを検討していく必要があります。

基本方針3：みどりをみんなでつくり・育て・考える

旧計画では、区民の一人ひとりが遊び場やみどりや身近な環境のことを考え、自ら創造していくとともに、区民・事業者・行政が相互に協力しながらみどりをつくり、守っていく活動を進めました。そのために、みんなでつくり・考えるための「仕組み」づくりや「運動」づくりに必要な施策の展開を目指しました。

実 績

1. 区民参加によるみどりのまちづくり

- ① 区民のボランティア活動として、以下の制度を実施しました。
 - 清掃ボランティア：平成13年度発足、登録数は26団体。
(平成22年度の30団体より4団体減少)
 - 花壇管理活動団体：平成9年度発足、登録数は36団体。
(平成22年度の41団体より9団体減少)
 - 花壇管理活動をする36団体のうち、池袋第三小学校と駒込小学校では、学校内で花やみどりの維持管理を行っています。
 - 雑司が谷霊園周囲のみどりを、周辺住民「みどりのこみちの会」で維持管理しています。
- ② 平成21年度より「グリーンとしま」再生プロジェクトとして、「学校の森」や「いのちの森」の植樹や育樹（植えた苗木の手入れ）、苗木の配布、「いのちの森」に関する講座などを実施しています。平成26年にはみらい館大明で「いのちの森」を題材にした環境学習講座を「NPO法人いけぶくろ大明」と共催で2回開催しました。5月には南長崎はらっぱ公園で「南長崎はらっぱ公園を育てる会」と共催の育樹活動に60名が参加しました。平成27年3月には上池袋くすのき公園の「いのちの森」で557本の植樹を行いました。また、「いのちの森」の趣旨を広く知っていただき、民有地への緑化を推進するため地域在来の樹種の苗木を平成26年春(164名・464本)と秋(157名・507本)に配布しました。
- ③ 集合住宅の居住者を対象とした民有地の緑化を推進するとともに、共通の緑を通じたコミュニティづくりを支援することを目的として、平成26年度に「緑でつながるマンションコミュニティモデル事業」を試行的に実施しました。
- ④ みどりの基金の積み立て・運用を平成20年度から開始し、平成26年度末現在、約1億4千万円となっています。
また、みどりの基金から緑化活動の支援として、屋上・壁面緑化助成を実施しています。
- ⑤ 平成27年4月より、子どもの誕生を祝い、誕生記念樹として「いのちの森」の苗木を配付する誕生記念樹配付事業を行っています。
- ⑥ 平成22年度～25年度にかけて、染井吉野研究会による駒込地域の

サクラの調査を実施しました。

- ⑦ 平成 26 年度より生物多様性についての理解や関心を高めるために、区民参加による生きもの調査を実施しています。

2. みどりの啓発事業の推進

- ① みどり啓発事業として以下の事業を実施しました。
 - 緑のカーテンづくり：区では平成 18 年度より区立小学校をモデルに「緑のカーテン」づくりを始め、平成 26 年度では 18 校、約 1,090 m²の緑のカーテンが形成されました。その他、区民ひろばなどの区施設でも取り組みが広がり、区内公共施設では平成 26 年度では 53 施設、約 1,728 m²が施工されました。

表 14 緑のカーテンづくりの実績

区立学校			区内共有施設		
取組年度	実施数	施工面積 (平方メートル)	取組年度	実施数	施工面積 (平方メートル)
平成18年度	10校	約424	平成20年度	2施設	約60
平成19年度	10校	約471	平成21年度	15施設	約892
平成20年度	13校	約575	平成22年度	52施設	約965
平成21年度	15校	約732	平成23年度	46施設	約1,317
平成22年度	20校	約549	平成24年度	59施設	約1,571
平成23年度	27校(注釈)	約1,110	平成25年度	55施設	約1,579
平成24年度	23校	約862	平成26年度	53施設	約1,728
平成25年度	21校	約951			
平成26年度	18校	約1,090			

(注釈)震災の影響により、節電対策として「グリーンウォール」に取り組んだ小学校・中学校も含まれています。

- 緑化講習会の開催：環境学習講座や学校と連携した環境事業を実施し、環境保全活動に取り組む人材を育成しました。また、公園等みどりの協定の会員や染井吉野研究会会員等の緑化知識を高めるため、専門家による緑化講演会を開催しました。
- みどりの名所を巡るルートづくり：平成 27 年度より豊島区の魅力を内外に発信するマップの制作を実施し、継続しています。
(雑司ヶ谷霊園マップ、染井霊園マップ、トキワ荘ゆかりの地散策マップ)
- 染井よしのの発祥地としての PR：平成 25 年度よりソメイヨシノプロジェクトの推進と地域団体への事業助成を実施しています。区内の小中学校において、平成 25 年度～26 年度にかけて、合計 20 本の染井生まれ・染井育ちのソメイヨシノを植樹しました。また、さくらフォトコンテスト（平成 27 年 5 月開催では応募総数約 100 点）や染井よしの桜まつり、染井吉野桜のふる里

秋祭り、福島県猪苗代町ソメイヨシノ桜見学ツアーなどが実施されました。その他、豊島郵便局の企画により、JR 駒込駅北口にソメイヨシノをモチーフにした郵便ポスト「さくらポスト」が設置されました。

表 15 区内小中学校における染井生まれ・染井育ちのソメイヨシノの植樹状況

日にち	学校	本数
平成26年12月13日	千登世橋中学校	5本
平成26年12月1日	高松小学校	5本
平成26年11月10日	椎名町小学校	1本
平成26年10月21日	目白小学校	3本
平成26年2月24日	さくら小学校	2本
平成26年2月4日	巣鴨北中学校	2本
平成25年11月5日	西巣鴨小学校	2本

3. 区民や事業者の主体的な緑化活動支援

① みどりのボランティアや活動団体への支援の促進

- 巣鴨五丁目の第四コミュニティ広場を自主管理している「朝日ほのぼのランド」などの活動団体に、区民活動支援事業補助金を交付しています。
- 平成23年度より「住み続けたい街豊島」を目指し、公園等公共用地、屋敷林のみどりを区民の手で守り、増やす（緑の実態調査、観察会、工作会、樹木の名札付）活動を支援しています。
- 平成23年度より歴史的遺構が残る千川上水公園の再生及び巣鴨庚申塚周辺のまちづくり活動（さくらそうフェア、公園再生ワークショップ、まちづくり勉強会）を支援しています。

課 題

1. 清掃ボランティア団体や花壇管理活動団体数は年々減少しています。現在の活動を次世代にうまく引き継ぎ、若い世代の方々にも積極的にみどりのまちづくりに参加してもらえようさらなる仕組みづくりが必要です。
2. これまでの園芸教室を中心とする支援方法についても、現在の区主催による方法や実施日・時間帯などを検討し、より多くの区民が参加できる教室の検討が必要となっています。屋上など建物上緑化に関する講演や見学会などを充実していく必要があります。
3. 人々のネットワークについては、組織しきれていないのが現状です。緑化助成申請者、園芸教室参加者、保護樹木管理者など、みどりに係わる様々な人の繋がりを形成していくための仕組みづくりを検討する必要があります。
4. 区の魅力を発信するマップ等の制作には、今後、最新情報への更新や外国人来街者への情報提供手段を強化していく必要があります。
5. みどりの基金は、財源を増やすための新たな方策が必要です。

基本方針 4 : 拠点となるみどりを増やす

旧計画では、学校等の跡地を有効的に活用し、平成 32 年度の公園の目標整備面積を 24.5ha（期間内目標整備面積 58,100 m² 公園面積率 1.9%）としています。

また、区政施行 100 周年の平成 44 年度までに公園整備面積を 25.4ha としています(期間内整備面積 67,100 m²)。

平成 32 年度までの計画期間内の目標値は 1 人あたり公園面積 0.91 m²/人（想定人口 26 万 9 千人）としています。

また、小規模な公園等は充足していることから、拠点となる 5,000 m²以上の公園整備を進めることを目指しました。

実 績

1. 拠点となる公園等の配置

①整備実績

- (1) 平成 27 年 4 月 1 日現在では、公園等整備面積は 21.3ha、面積率 1.6%、一人当たり面積 0.77 m²です。
- (2) 西椎名町公園は、豊島プールの撤去と同公園の暫定整備が終了し、平成 22 年に南長崎はらっぱ公園 (0.6ha) として整備しました。
- (3) 平成 25 年 4 月 1 日に池袋本町電車の見える公園 (0.4ha) を開園しました。
- (4) 平成 25 年 7 月 20 日に南長崎スポーツ公園 (1.2ha) を開園しました。
- (5) 平成 26 年に池袋本町公園拡張地の整備をしました。
- (6) 平成 27 年 4 月 1 日に上池袋くすのき公園 (0.3ha) を整備し、千川小学校跡地を活用した遊び場を整備しました。
- (7) 南池袋公園は、全面改修を終え、平成 28 年に開園します。
- (8) 中池袋公園は、旧庁舎跡地活用事業で周辺施設と一体的な公園整備を行う予定です。
- (9) 高田小学校跡地について、防災機能を有した近隣公園の整備計画を検討中で、地元調整を進めています。

表 16 公園等整備状況の推移

2015/4/1現在

公園区分	平成22年4月1日時点			平成27年4月1日時点			備考
	箇所	面積 (㎡)	1人当たり 面積 (㎡/人)	箇所	面積 (㎡)	1人当たり 面積 (㎡/人)	
公園	公園	60	136,914.93	0.52	85	174,281.29	0.63
	区民の森	2	4,700.26	0.02	2	4,700.26	0.02
都市公園 計		62	141,615.19	0.54	87	178,981.55	0.65
その他の公園	庭園	1	2,842.73	0.01	1	2,842.73	0.01
	児童遊園	90	41,305.77	0.16	66	24,330.80	0.09
	仮児童遊園	8	2,048.84	0.01	8	2,048.84	0.01
	その他				3	4,484.98	0.02
その他の公園 計		99	46,197.34	0.17	78	33,707.35	0.12
公園等合計		161	187,812.53	0.71	165	212,688.90	0.77
まちづくり広場	小広場	23	4,114.55	0.02	21	2,979.82	0.01
	まちづくり広場 計		23	4,114.55	0.02	21	2,979.82
公園等総合計		184	191,927.08	0.73	186	215,668.72	0.78

※1人当たり面積算出の人口には外国人登録者を含む。

②今後整備する公園等の検討

公園整備について、学校等の跡地を活用するなどし、区財政に大きな負担をかけずに整備を進めてきました。今後も、表 18 に示す箇所の整備を予定しています。

表 17. 平成 23 年度から平成 27 年度末までの実績

	名称	所在地	敷地面積(㎡)
1	南長崎スポーツ公園(H24.4.1)	南長崎 4-13-5	12,226
2	ふるさと千川 (H27.4.1)	要町 3-54	2,971
3	池袋本町電車の見える公園(H25.4.1)	池袋本町 4-41	4,178
4	上池袋くすのき公園(H27.4.1)	上池袋 4-19-1	3,088
5	池袋本町公園拡張(H26.10.1)	池袋本町 1-27-1	654
	計		23,117

表 18 今後の公園等整備予定箇所一覧

	名称	所在地	敷地面積(㎡)	備考
1	高田小学校跡地	雑司が谷 2-12-1	7,200	
2	造幣局跡地	東池袋 4-41	17,000	
3	みずほ銀行寮跡地	池袋本町 2-37	1,000	
4	駒込七丁目児童遊園拡張	駒込 7-14-3	78	
	新計画 小計		25,278	~H32
1	真和中学校跡地	目白 5-24	7,200	
2	千早フラワー公園拡張	千早 1-8	600	
3	池袋本町公園拡張	池袋本町 1-27-1	500	
	長期計画 小計		8,300	H33~H44
	合計		33,578	

※「高田小学校跡地」は、防災機能を有した近隣公園の整備計画を検討中で地元調整を進めています。

「真和中学校跡地」は、近隣公園予定地で当分の間は学校改修代替用地として活用します。

※学校跡地における公園以外の整備実績・計画

【実績】

「日之出小学校跡地」新庁舎（平成 27 年 5 月開庁）

「千川小学校跡地」千川の杜、せんかわみんなの家

※ふるさと千川を除く部分

（平成 27 年 4 月開設）

【計画】

「朝日中学校跡地」巢鴨北中仮校舎

「大明小学校跡地」生涯学習センター

「平和小学校跡地」西部地域複合施設予定地

「第十中学校跡地」屋外スポーツ施設予定地

「文成小学校跡地」仮校舎

2. 大規模公共施設の緑化

新庁舎建設にあたっては、地上部緑化のほか、豊島区の自然を再現した屋上緑化(豊島の森)や 8 階、6 階、4 階に整備された「グリーンテラス」、外壁を緑化パネルで覆うエコヴェールなどにより、まとまりのあるみどりを創出し、クールスポット化しました。

また、太陽光発電、自然採光、エコ照明、雨水利用による水循環システム、地域冷暖房システムの導入など、環境技術を積極的に取り入れ、エネルギー等の環境負荷の低減を図りました。

3. 民有地緑地の保護・保全・活用

大きな樹木など貴重なみどりを保護するために、一定の基準の樹木・樹林・生垣を保護樹林等として所有者の同意を得て指定、維持管理費の一部を助成しています。また、「豊島区観光ガイドとしま」、「染井霊園マップ」、「雑司ヶ谷霊園マップ」など歴史のある緑地等をめぐる散歩マップを作成しました。

課 題

1. 学校跡地などを活用し公園整備を進めていますが、平成32年度の24.5ha（一人当たり面積0.91㎡）の目標を達成するためには、未整備の学校跡地等において、今後も住民とのワークショップ等により土地利用のあり方を検討し、魅力ある公園整備を進めていく必要があります。
2. 身近な保護樹木等については、相続による減少や所有者の高齢化により維持管理が困難となっています。また近隣からの落葉の苦情で伐採を決断する方もおり、新たな支援の仕組みが必要です。
3. 東京都は平成14年「区部霊園の管理について」の公園審議会答申に基づき、区部4霊園のうち青山霊園、谷中霊園、染井霊園の再整備を進めています。平成24年の公園審議会答申「染井霊園再生のあり方について」では染井霊園は自然資源・歴史的人文資源の保全と活用、広く都民の利用に供する機能の付加、防災機能の向上、霊園としての機能の充実などの取組方針が定められており、今後都と連携しこれらを実現していく必要があります。また、雑司ヶ谷霊園については現時点では都の方針が未定となっており、今後雑司ヶ谷霊園のあり方や整備については都と協議をしていく予定です。
4. 拠点となる公園については、生物の貴重な生育・生息地にもなっており、生物多様性の観点からも今後の方針を検討する必要があります。

基本方針5：地域の人々に愛され、親しまれる公園を育てる

旧計画では、地域の人々が積極的に関わり、愛し、親しめる公園とするために、必要な施策の展開を目指しました。

実 績

1. 公園の維持管理

- 豊島区公共施設等総合管理方針（平成 27 年 3 月策定）において、公園を安全に利用してもらうために、予防保全型に類型した施設のうち、遊具は年 1 回定期点検を、法定点検を要する施設は法定点検を、残る施設については 5 年に一度の健全度調査を実施して劣化状況を把握する方針を決定しました。
- 清掃・除草業務委託を障害福祉サービス事業所等が行っている公園等もあり、障害者の就労の場の確保、賃金向上にもつながっています。
- 南長崎スポーツ公園、目白庭園（赤鳥庵含む）では、指定管理者により、区民がより利用しやすい運営・管理が行われており、利用率が上がっています。
- 清掃ボランティア、花壇管理活動団体により、住民による公園の維持管理が行われており、公園が身近になり、地域コミュニティ活動が活発になっています。
- 公園・児童遊園等の樹木を剪定して出る剪定枝葉を集めて、堆肥化し公園等の植樹等の土壌改良を行いました。

2. 公園の利用管理

- 公園の正しい利用の指導や公園施設の整備保全など、巡視員により巡回点検を実施しています。

3. 公園の再整備

- 老朽化が進む南池袋公園では、平成 26 年度より復旧整備工事を行いました。また、中池袋公園は、旧庁舎跡地活用事業で一体的な公園整備を行う予定です。

課 題

1. 整備後、10年以上経過した公園等については、遊具の腐食等老朽化が進んでおり、これらのメンテナンスには多大な費用がかかります。今後、「豊島区公園施設長寿命化計画」（平成26年3月策定）に基づき、適切な予防保全、地域ニーズに応じた施設の改修や活用により、既存ストックとしての施設の健全性を保つとともに、持続可能な都市づくりに寄与する活用を進めていく必要があります。
2. 居住環境総合整備事業地区内に設けている21ヶ所の小広場については、隣接住民やまちづくり協議会の自主管理となっていますが、住民の異動、世代交代、協議会の解散などにより、自主管理意識が薄れてしまった広場もあります。そのため、住民参加の仕組みづくりの再構築や普及啓発に努めていく必要があります。
3. 樹木の管理については、高木の成長に伴う大規模な剪定、伐採など中長期の計画を持つ必要があります。
4. 不特定多数の利用を前提としている公園では、利用方法についての苦情が後を絶たないのが現状です。苦情の内容は、喫煙に関するものが多いですが、利用マナーなどのものも出ています。
南長崎はらっぱ公園では、育てる会が利用マナーについての検討を進め、管理運営に積極的に関わっています。このように区民が公園の運営に関わっていくことで、公園の様々な課題の解決に効果があることが判明しています。これからの公園の維持管理には、地域住民など多様な主体が参加できる仕組みづくりが必要です。
5. 公園の再整備計画は、区財政状況などから投資的経費が抑制されてきた経緯もあり、計画策定を見合わせました。今後、未来戦略推進プランの公共施設再構築計画に基づく、学校跡地の公園整備を推進するとともに、既存公園についても再整備計画を策定し、社会情勢変化を踏まえた整備を図る事が必要です。
6. 今後の公園の使い方については地域ニーズを十分に踏まえ、地域の実情に合った公園利用のできる管理を進める必要があります。

2 用語の説明

あ行

池袋副都心整備ガイドプラン	池袋の将来あるべき姿の実現のために、公民連携・協働により都市計画や街づくりを展開していくための指針。平成 27 年 3 月に策定された「豊島区都市づくりビジョン」の第 5 章東京の魅力を担う池袋副都心の再生方針及び第 6 章地域別まちづくり方針池袋東地域、池袋西地域に引き継がれた。	98 ページ
エコロジカルネットワーク	生きものが移動できるような緑地間のつながり。	30 ページ

か行

開発諸制度	都市開発諸制度とは、公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度のことで、次の 4 制度のことを呼ぶ。 1. 再開発等促進区を定める地区計画 2. 特定街区 3. 高度利用地区 4. 総合設計	45 ページ
風とみどりの道	郊外から都市内に吹き込む風を利用して都心部で熱くなった大気を冷やすための風の通り道。「豊島区都市づくりビジョン」では、「みどりの拠点」の連続性と建築物の配置の工夫などとあわせて、涼やかな風を感じることができる「風の通り道」を形成するとしている。	30 ページ
居住環境総合整備事業	道路や公園などの都市基盤が未整備のまま過密都市化が進んだ、特に木造老朽住宅等が密集して立地している地区を対象として、老朽住宅の建て替えの促進と公共施設の総合的な整備を行い、住環境の改善を図ることを目的とする事業。	47 ページ
クールスポット	ヒートアイランド現象が顕著な街区において、二酸化炭素削減効果を有する施設緑化や、保水性建材、高反射率塗料、霧噴射装置、緑地など複数の対策を組み合わせ、一体的に実施することで涼しい場所を創出しようとするもの。	101 ページ
景観行政団体	景観法に基づき、景観計画の策定・変更、行為の規制、景観重要建造物等の指定など景観施策を実施する地方自治体。豊島区は、平成 27 年 12 月に景観行政団体となった。	117 ページ
ゲリラ豪雨	狭い地域において短時間に大量の雨が降る局地的な豪雨。	17 ページ
公園面積率	ある一定の区域に占める公園の面積割合。	25 ページ
公開空地	総合設計制度により設けられた空地で一般に開放された区域。	45 ページ

高密都市	平成 20 年に中野区を抜き、人口密度は日本一となった。平成 27 年 1 月現在では人口密度は 211.8 人/ha である。	2 ページ
コミュニティ道路	主に住宅地や商店街の生活道路で、歩行者などが安全かつ快適に通行できることを目的としている。	98 ページ

さ行

市区改正	明治時代から大正時代に行われた都市改造事業。明治 21 年に東京市区改正条例が制定され、近代的な都市計画の第一歩を踏み出し、明治 36 年には日比谷公園が開設された。豊島区は地理的位置から当初の旧「東京市」の区域外にあり都市計画の区域から外れていた。	57 ページ
指定管理者制度	「公の施設」の管理・運営を、株式会社や NPO 法人などさまざまな法人その他の団体に包括的にゆだねることができる制度。	88 ページ
住区基幹公園	街区公園、近隣公園、地区公園に種別される。街区公園はもっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。近隣公園は主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積2ha を標準として配置する。地区公園は主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1km の範囲内で1箇所当たり面積4ha を標準として配置する。 (参考図 都市公園法での住区基幹公園の配置の考え方 119 ページ)	57 ページ
震災復興事業	大正 12 年 9 月 1 日に発生した関東大震災後に行われた都市基盤の復興事業で、現在の豊島区の東部で行われ、豊島区には直接影響はなかった。逆に地震の被害を受けた多くの民家が豊島区に移転することにより、田畑に住宅が建ち人口が増加した。	57 ページ

た行

地区計画等緑化率条例制度	都市緑地法に基づき、地区計画等において緑化率を定め建築物の緑化率規制を行う制度。	44 ページ
東京芝生応援団事業	芝生化に取り組む学校・PTA 等及び芝生化事業に賛同する団体・個人で構成され、芝生の維持管理等に携わる学校・PTA 等の支援と各学校・PTA 等の相互支援の促進を図るための事業。	36 ページ
東京都景観条例	良好な景観の形成に関し、景観法の規定に基づく景観計画の策定や行為の規制等について必要な事項を定めた東京都条例。	34 ページ
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する法律。平成 16 年に一部改正が行われた。	57 ページ

豊島区環境基本計画	環境基本法に基づいて環境分野を対象とした分野別計画で、「豊島区環境基本条例」の規程に基づく環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的推進を図るための計画。	3ページ
豊島区環境基本条例	区民誰もが幸せを実感できる健やかで美しく豊かな環境を未来の世代へ継承することができる地域社会を目指し、基本理念や区・事業者・区民等の責務を定めた条例で平成20年3月に策定。	117ページ
豊島区基本計画	地方自治法を根拠法とした基本構想を具体化するために区の各分野の計画を総合的に調整するための計画。	3ページ
豊島区基本構想	地方自治法を根拠法とした地域社会づくりの基本的な方向を定め区政運営の指針とするための基本的な構想。	3ページ
豊島区景観計画	景観法第8条に基づき、景観行政団体が景観計画区域、良好な景観のための行為の制限に関する事項、良好な景観の形成に関する方針などを定める計画。	3ページ
豊島区公園施設長寿命化計画	国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針」に基づき、都市公園の遊具や健康器具などの施設の健全度調査を行い、その結果を踏まえて施設の改修、更新時期を設定した計画。	19ページ
豊島区公共施設等総合管理方針	豊島区が保有・管理する施設(インフラ施設を含む)の総合的かつ中長期的な管理方針。	62ページ
豊島区みどりの条例	豊島区におけるみどりの保護及び育成について必要な事項を定めることにより、区、区民及び事業者が一体となってみどり豊かなまちの形成を図り、もって区民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とした条例。	26ページ
都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。都市緑地保全法が平成16年に改正され都市緑地法となった。	2ページ

は行

ヒートアイランド現象	都心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。	17ページ
ビオトープ	野生の動植物が生息・生育する空間。	17ページ
ビオトープネットワーク	生物の生息・生育空間を生態的回廊で相互につなぐこと。孤立するビオトープはネットワーク化されることにより大きな効果が生じる。	17ページ

ま行

みどりの新戦略ガイドライン	平成18年1月に東京都が策定した東京のみどりの目標の実現に向け、公共・民間事業者・都民等の緑づくりを誘導するための指針。	3ページ
緑の東京10年プロジェクト	平成18年12月に策定した「10年後の東京」で掲げた「水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる」ことを目指した東京都の全庁あげた取り組み。	3ページ

木質バイオマス	木材からなる再生可能な生物由来の有機性資源。	53 ページ
---------	------------------------	--------

ら行

立体都市公園制度	土地の有効利用を図りつつ都市公園を効率的に整備するため、都市公園の地下の有効利用や人工地盤・建築物の上部に都市公園が設置できる制度。	59 ページ
緑被率	ある一定の区域に占める樹木被覆地、草地、屋上緑地の面積割合。	12 ページ
緑化施設整備計画認定制度	都市緑地法に基づく民間建築物緑化を区長が認定する制度。	45 ページ
緑化地域制度	都市緑地法に基づき一定の規模以上の建築物の新築・増築の際に緑化を義務づける制度。	44 ページ

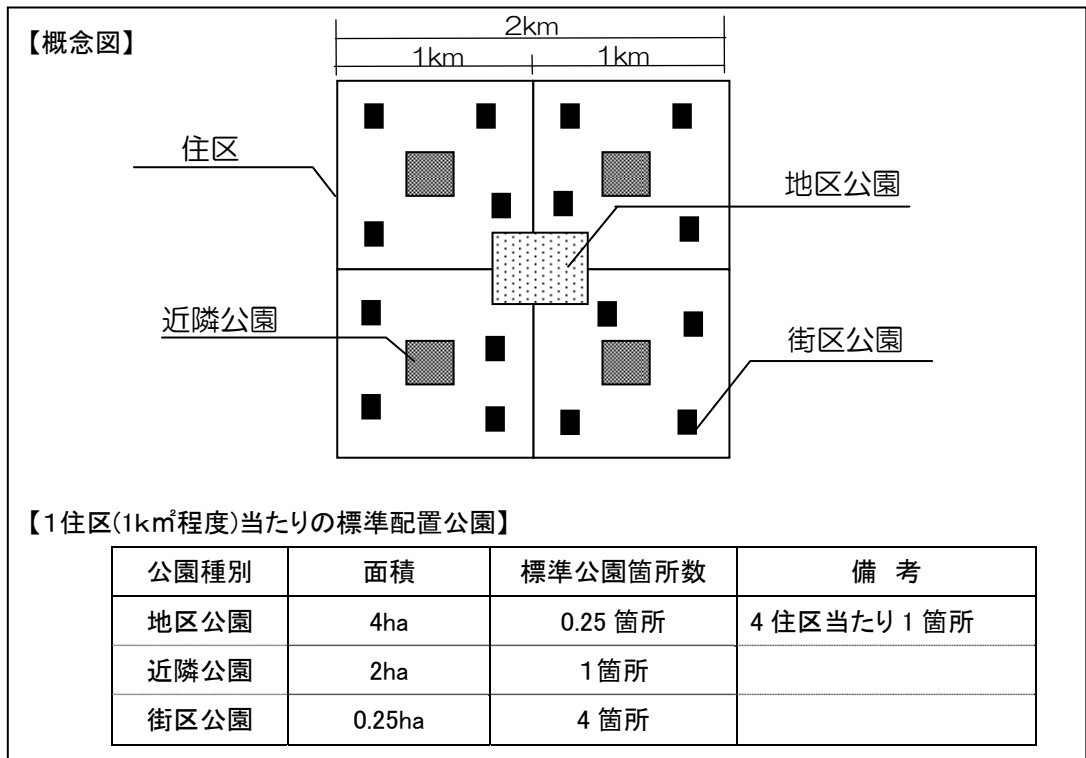


図 36 都市公園法での住区基幹公園配置の考え方

豊島区 みどりの基本計画 <平成 28 年 3 月見直し>

平成 28 年(2016 年)3 月 発行

編集・発行：豊島区都市整備部公園緑地課
〒170-8422
東京都豊島区南池袋二丁目 45 番 1 号
電話 03-3981-4940

豊島区ホームページ：http://www.city.toshima.lg.jp/

